

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 5 | 介護保険に関する事務 重点項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

目黒区長

公表日

令和8年3月2日

項目一覧

| |
|----------------------|
| I 基本情報 |
| II 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策 |
| IV 開示請求、問合せ |
| V 評価実施手続 |
| (別添2) 変更箇所 |

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | |
|--------|---|
| ①事務の名称 | 介護保険に関する事務 |
| ②事務の内容 | <p>介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定、保険給付及び地域支援事業を行う事務である。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表100の項の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>二 介護保険法による被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務（前号及び次号に掲げるものを除く。）</p> <p>三 介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付又は同法第百十五条の四十五の三第二項の第一号事業支給費の支給に関する事務</p> <p>四 介護保険法第二十七条第一項の要介護認定、同法第二十八条第二項の要介護更新認定若しくは同法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>五 介護保険法第三十二条第一項の要支援認定、同法第三十三条第二項の要支援更新認定若しくは同法第三十三条の二第一項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>六 介護保険法第三十七条第二項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>七 介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは同法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>八 介護保険法第六十六条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務</p> <p>九 介護保険法第六十七条又は第六十八条の保険給付の支払の一時差止めに関する事務</p> <p>十 介護保険法第六十九条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務</p> <p>十一 介護保険法第百十五条の四十五の地域支援事業に関する事務（第一号から第三号まで及び次号に掲げるものを除く。）</p> <p>十二 介護保険法第百十五条の四十五第十項又は第百十五条の四十七第九項の利用料に関する事務</p> <p>十三 介護保険法第百二十九条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務</p> <p>十四 介護保険法第二百三条第一項の資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>十五 保険者が独自に実施する介護給付及び地域支援事業の利用者負担軽減に関する事務</p> <p>十六 住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムを經由して照会する事務</p> <p>※ 申請・届出の受理については、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「共通連携基盤システムの申請機能」により、介護保険システムに取り込む場合を含む。</p> |
| ③対象人数 | <p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p> <p style="margin-left: 150px;">3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p> |

| | |
|-----------------------------------|---|
| 3. 特定個人情報ファイル名 | |
| 介護保険情報ファイル | |
| 4. 個人番号の利用 ※ | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項及び別表100の項 |
| 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項、3の項、6の項、7の項、11の項、15の項、27の項、38の項、42の項、56の項、65の項、69の項、70の項、80の項、83の項、86の項、87の項、108の項、115の項、116の項、125の項、128の項、132の項、137の項、144の項、145の項及び161の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131の項及び132の項 |
| 6. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉部介護保険課 |
| ②所属長の役職名 | 介護保険課長 |
| 7. 他の評価実施機関 | |
| | |

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------|--|
| 介護保険情報ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び介護認定を受けた第二号被保険者とその世帯員、及び適用除外者。 ただし、死亡者は含めない。 |
| その必要性 | 番号法においては、別表100の項の規定により、被保険者の個人番号を管理する必要があるため。 対象となる事務は、[I 基本情報]-[1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務]-[②事務の内容]のとおり。 |
| ④記録される項目 | [100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () |
| その妥当性 | 1 個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するため 2 5情報、連絡先、住民票関係情報:①資格の管理の際に、資格要件を確認するため、②通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡等のため、④世帯員を把握するため 3 地方税関係情報:収入・所得等に応じて保険料の賦課等を行うため 4 健康・医療関係情報:主治医の意見書等を必要とするため 5 医療保険関係情報:医療保険関係情報により資格の確認、高額医療合算等を行うため 6 生活保護・社会福祉関係情報:生活保護者に対する保険料の賦課等を行うため 7 介護・高齢者福祉関係情報:介護保険事務を行うため 8 年金関係情報:年金からの保険料の特別徴収等を行うため 9 災害関係情報:保険料・利用料の軽減等を行うため |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成28年1月 |
| ⑥事務担当部署 | 健康福祉部介護保険課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | | | | | | | | |
|-------------------|---|---|-------|--|----------|---------------|----------------|-----------------|-------------------|
| ①入手元 ※ | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、国保年金課、税務課、生活福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他区市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | | | |
| ②入手方法 | <input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータルぴったりサービス)) | | | | | | | | |
| ③使用目的 ※ | 資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定、保険給付などの介護保険事務の公平・公正・効率化のため | | | | | | | | |
| ④使用の主体 | 使用部署 | 介護保険課、戸籍住民課、北部地区サービス事務所、中央地区サービス事務所、南部地区サービス事務所、西部地区サービス事務所、情報政策課(※) ※情報政策課はシステムの運用管理部署 | | | | | | | |
| | 使用者数 | [100人以上500人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> | <選択肢> | | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | 5) 500人以上1,000人未満 |
| <選択肢> | | | | | | | | | |
| 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | | | | | | | | |
| 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | | | | | | | | |
| 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上 | | | | | | | | |
| ⑤使用方法 | <ol style="list-style-type: none"> 被保険者の資格管理 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者の資格の取得及び喪失情報の管理を行う。 適用除外者の把握と管理を行う。 住所地特例者の資格適用の管理を行う。 被保険者証の交付と管理を行う。 保険料の賦課・徴収 <ul style="list-style-type: none"> 本人資格情報(資格期間)と算出根拠情報(税務情報、生保受給情報、老齢基礎年金受給情報等)の確認、及びその世帯員の住記情報、税務情報の確認を行う。 保険料額の被保険者への通知及び保険料の徴収(納付書払い、口座振替、代理納付、年金引き落とし)を行う。 要介護(要支援)認定等 <ul style="list-style-type: none"> 第二号被保険者の資格適正にかかる医療保険資格情報及び生保適用情報の把握と管理を行う 転入者の転入前の認定情報の把握と認定を行う。 認定調査に基づく認定審査と審査の決定を行う。 保険給付及び地域支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 負担割合証等の交付とその判定、及びこれにかかる税務情報等の把握と管理を行う。 東京都国民健康保険団体連合会からの給付実績の取り込み及びその審査と実績の管理を行う。 高額医療合算介護サービス費等償還金の支給申請に基づく、支給決定及び給付管理を行う。 一部負担金にかかる措置(負担割合の変更、償還払い化)の判定及び決定と適用管理を行う。 給付制限の判定と保険料引き当ての判定及び決定と適用管理を行う。 保険者が独自に実施する介護給付及び地域支援事業の利用者負担軽減に関する事業 <ul style="list-style-type: none"> 対象者の税務情報、住民記録情報の把握を行う。 電子申請データの特定 <ul style="list-style-type: none"> 「サービス検索・電子申請機能(マイナポータルぴったりサービス)」を通じて申請された電子申請データの受理、審査等を行う。 | | | | | | | | |
| 情報の突合 | <ol style="list-style-type: none"> 被保険者の資格管理 <ul style="list-style-type: none"> 一号資格では、住民記録情報(住所、生年月日、異動情報)、施設入所情報(他自治体住所地特例、適用除外施設)により資格の確認を行う。 二号資格では、一号資格確認の他、医療保険資格情報、生活保護適用情報により資格の確認を行う。 保険料の賦課・徴収 <ul style="list-style-type: none"> 資格情報(資格期間)と算出根拠情報(税務情報、生保受給情報、老齢基礎年金受給情報等)との確認を行う。 保険料額算出後、年金引き落とし情報、生活保護適用情報、口座振替情報との確認を行う。 要介護(要支援)認定等 <ul style="list-style-type: none"> 「1 被保険者の資格管理」の二号資格と同様。 保険給付 <ul style="list-style-type: none"> 負担割合証等の交付申請と資格情報、所得情報、財産情報との確認を行う。 高額医療合算介護サービス費等償還金の支給申請と資格情報、給付実績情報、住民記録情報(世帯員)、所得情報との確認を行う。 電子申請データの特定 <ul style="list-style-type: none"> 申請者を確認するために既存住基システムを通じて取り込んだ番号紐付情報と突合する。 | | | | | | | | |
| ⑥使用開始日 | 平成28年1月1日 | | | | | | | | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|----------------------|---|---|
| 委託の有無 ※ | [委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (6) 件 | |
| 委託事項1 | 介護保険システム更改・保守・運用支援 | |
| ①委託内容 | 介護保険システム機器更改、データセンターにおけるクラウド環境等の構築、運用、システム移行業務、バックアップデータの保管、障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、制度改正に伴う改修作業、運用スケジュールの作成支援、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等 | |
| ②委託先における取扱者数 | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | 富士通Japan株式会社 | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | 事前に書面による申請を受け、再委託内容・再委託先・理由等により、許諾を判断する。許諾する場合には、再委託先事業者は、委託業者が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講ずる能力のあることが確認された事業者に限ることとし、委託業者は再委託先と締結する再委託契約において、委託業者と同等の安全管理義務を課すものとする。 |
| | ⑥再委託事項 | 上記①の委託内容のうち、必要最小限の範囲内で区が認める事項 |
| 委託事項2～5 | | |
| 委託事項2 | 介護保険認定申請受付事務 | |
| ①委託内容 | 介護保険の認定申請受付事務 | |
| ②委託先における取扱者数 | [50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | 社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団、社会福祉法人 目黒区社会福祉協議会、社会福祉法人 奉優会、株式会社 やさしい手 ※契約主体は福祉総合課 | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | |
| | ⑥再委託事項 | |
| 委託事項3 | 給付事務 | |
| ①委託内容 | 介護保険給付審査・支払事務 | |
| ②委託先における取扱者数 | [100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | 東京都国民健康保険団体連合会 | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | 再委託についての協議を行う |
| | ⑥再委託事項 | 介護保険給付審査・支払事務 |

| | | |
|-----------------|-----------|---|
| 委託事項4 | | システム運用保守業務 |
| ①委託内容 | | 共通連携基盤システムを含む基幹システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、制度改正に伴う改修作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等 |
| ②委託先における取扱者数 | | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ③委託先名 | | 株式会社RKKCS |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | 事前に書面による申請を受け、再委託内容・再委託先・理由等により、許諾を判断する。許諾する場合には、再委託先事業者は、委託業者が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講ずる能力のあることが確認された事業者に限ることとし、委託業者は再委託先と締結する再委託契約において、委託業者と同等の安全管理義務を課すものとする。 |
| | ⑥再委託事項 | 必要データの抽出・取込み作業、システムの一部機能についての開発元等関係事業者による保守・改修対応等 |
| 委託事項5 | | 基盤環境運用業務 |
| ①委託内容 | | データセンターでの共通連携基盤システムを含む基幹系システムの基盤環境の構築、運用、システム移行業務、システムのデータの滅失等に備えたバックアップデータの別拠点での保管等 |
| ②委託先における取扱者数 | | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ③委託先名 | | 株式会社 日立システムズ |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | 事前に書面による申請を受け、再委託内容・再委託先・理由等により、許諾を判断する。許諾する場合には、再委託先事業者は、委託業者が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講ずる能力のあることが確認された事業者に限ることとし、委託業者は再委託先と締結する再委託契約において、委託業者と同等の安全管理義務を課すものとする。 |
| | ⑥再委託事項 | 上記①の委託内容のうち、必要最小限の範囲内で区が認める事項 |
| 委託事項6～10 | | |
| 委託事項6 | | 共通連携基盤システム運用・保守業務 |
| ①委託内容 | | ガバメントクラウド上で関係システム間のデータ連携を担う共通連携基盤システム(申請管理機能・団体内統合宛名機能・住登外者宛名番号管理機能を含む)の構築、運用、システム移行業務、システムデータの滅失等に備えたバックアップデータの保管等 |
| ②委託先における取扱者数 | | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ③委託先名 | | 株式会社 日立システムズ |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | 事前に書面による申請を受け、再委託内容・再委託先・理由等により、許諾を判断する。許諾する場合には、再委託先事業者は、委託業者が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講ずる能力のあることが確認された事業者に限ることとし、委託業者は再委託先と締結する再委託契約において、委託業者と同等の安全管理義務を課すものとする。 |
| | ⑥再委託事項 | 上記①の委託内容のうち、必要最小限の範囲内で区が認める事項 |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無 | [<input type="radio"/>] 提供を行っている (27) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (14) 件 [] 行っていない |
| 提供先1 | 提供先については、別表1に記載 |
| ①法令上の根拠 | 別表1に記載 |
| ②提供先における用途 | 別表1に記載 |
| ③提供する情報 | 別表1に記載 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [1万人以上10万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 別表1に記載 |
| ⑥提供方法 | [<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 別表1に記載 |
| 移転先1 | 移転先については、別表2に記載 |
| ①法令上の根拠 | 別表2に記載 |
| ②移転先における用途 | 別表2に記載 |
| ③移転する情報 | 別表2に記載 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [1万人以上10万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 別表2に記載 |
| ⑥移転方法 | [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (別表2に記載) |
| ⑦時期・頻度 | 別表2に記載 |

6. 特定個人情報の保管・消去

| | |
|--------|---|
| 保管場所 ※ | <p>【ガバメントクラウド(※)における措置】</p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>(※)ガバメントクラウド 地方公共団体における国仕様準拠の情報システム等も利用可能な国調達のクラウドサービス</p> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p>【目黒区における措置】</p> <ul style="list-style-type: none">・ガバメントクラウド以外のシステムのサーバー群は、入館及びサーバー室への入室を厳重に管理している外部データセンターに設置する。・システムで取り扱う特定個人情報は、サーバのデータベース内に保存する。・バックアップデータは、外部データセンター内で管理する。 <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバー・プラットフォーム(※)はデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存し、バックアップもデータベース上に保存する。</p> <p>(※)各地方公共団体の経費節減、セキュリティ、運用の安定性の確保の観点から、クラウドの積極的な活用により共同化・集約化を図るため、地方公共団体情報システム機構により整備・運用される中間サーバーの拠点</p> |
|--------|---|

7. 備考

- ①介護保険システムについては、令和8年度または令和9年度中にガバメントクラウドに構築の国仕様準拠システムに移行予定
- ②上記移行に先立ち、関連システム間のデータ連携等を担う共通連携基盤システム(庁内連携システム)を構築(従来の団体内統合宛名システム・申請管理システムも包含)をガバメントクラウド上に構築
- ③上記移行に伴う既存システムデータは、移行後速やかに消去する。

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

◆介護保険

<宛名>

・宛名コード ・個人番号 ・世帯コード ・氏名カナ ・氏名
・通称名カナ ・通称名 ・生年月日 ・性別 ・続柄
・郵便番号 ・住所 ・住所方書 ・住所コード ・住民区分
・住民日届出日 ・住民日異動日 ・住民日異動事由 ・非住民日届出日 ・非住民日異動日
・非住民日異動事由 ・届出日 ・異動日 ・異動事由 ・国籍
・入国目的 ・在留期間 ・在留期間満了日 ・外国人住民となった日 ・転入前郵便番号
・転入前住所 ・転入前住所方書 ・転出先郵便番号 ・転出先住所 ・転出先住所方書
・住民税情報 ・医療保険情報 ・老齢福祉年金情報 ・送付先情報 ・連絡先情報
・口座情報 ・老人保健情報 ・生活保護情報 ・特記事項情報 ・送達記録情報
・国民健康保険情報 ・後期高齢者情報

<資格>

・被保険者番号 ・資格異動日 ・資格届出日 ・資格取得日 ・資格喪失日
・一号該当日 ・資格異動事由 ・被保険者区分 ・証発行情報 ・施設入所情報
・境界層者情報 ・適用除外情報 ・負担割合情報

<認定>

・申請日 ・申請受理日 ・申請区分 ・申請理由 ・申請者関係
・申請者氏名 ・申請者生年月日 ・申請者性別 ・申請者住所 ・申請者郵便番号 ・申請者電話番号 ・訪問調査希望日時
・調査実施場所 ・調査票回収予定日 ・調査委託日 ・訪問調査日 ・訪問調査開始時刻
・調査委託事業者 ・訪問調査員 ・調査結果入手日 ・調査票番号 ・かかりつけ医医療機関
・かかりつけ医 ・意見書作成医医療機関 ・意見書作成医 ・意見書作成依頼日 ・意見書依頼書発行日
・診断命書書発行日 ・意見書作成日 ・意見書入手日 ・一次判定日 ・一次判定結果
・審査予定日 ・二次審査日 ・審査会場 ・合議体番号 ・二次審査要介護区分
・サービス種類変更有無 ・認定取消日 ・サービス種類限定有無 ・認定有効月数 ・要介護認定日
・認定有効開始日 ・認定有効終了日 ・要介護認定認定理由 ・認定通知書通知日 ・処分延期事由
・処分延期決定日 ・処分延期通知書発行日 ・サービス種類限定情報 ・転入者管理情報 ・訪問調査情報
・訪問調査特記事項 ・主治医意見書情報 ・審査会意見情報 ・生保2号被保険者情報

<居宅>

・申請受付日 ・届出日 ・居宅有効開始日 ・居宅有効終了日 ・居宅サービス届出番号
・居宅介護支援事業者 ・申請者氏名 ・申請者生年月日 ・申請者性別 ・申請者郵便番号 ・申請者住所 ・申請者電話番号
・申請代理人 ・給付管理票情報

<国保連>

・受給者異動情報 ・共同処理用受給者異動情報
・給付実績情報 ・給付実績明細情報 ・過誤申立情報 ・再審査申立情報

<償還>

・サービス提供年月 ・申請書番号 ・申請給付種類 ・申請日 ・受付日
・申請者との関係 ・申請事業者番号 ・申請者氏名 ・申請者生年月日 ・申請者性別 ・申請者郵便番号 ・申請者住所
・申請者電話番号 ・支払方法 ・支払口座 ・通知書送付先 ・保険請求額
・利用者負担額 ・審査年月 ・支給決定日 ・支払金額 ・緊急時施設療養情報
・特定診療費情報 ・食事費用情報 ・福祉用具購入費情報 ・住宅改修費情報 ・居宅サービス計画費情報
・事前相談情報

<高額>

・サービス提供年月 ・申請日 ・申請者との関係 ・申請事業者 ・申請者氏名 ・申請者生年月日 ・申請者性別
・申請者郵便番号 ・申請者住所 ・申請者電話番号 ・支払方法 ・支払口座
・通知書送付先 ・サービス費用額 ・利用者負担額 ・算定基準額 ・支払済額
・高額支給額 ・勸奨通知書作成日 ・算定基準日 ・算定世帯コード ・所得区分
・老福の有無

<減免>

・減額申請日 ・申請者との関係 ・申請者氏名 ・申請者生年月日 ・申請者性別 ・申請者郵便番号 ・申請者住所
・申請者電話番号 ・減額認定日 ・減額結果通知書送付先 ・減額 ・減額開始日
・減額終了日 ・減額結果通知書作成日 ・一割負担減免情報 ・旧措置者減免情報 ・社会福祉法人減免情報
・特定標準負担額減額情報 ・訪問介護負担額減額情報 ・特定入所者介護サービス情報 ・非課税年金情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

| | |
|--|---|
| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
| 介護保険情報ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | |
| リスク： 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・システム上の番号法の規定に基づく業務画面上で個人番号が必要な時のみ表示可能とし、操作権限の無いものは個人番号の閲覧ができない。 ・帳票の印刷では、番号法等法令の規定に基づく帳票のみに個人番号を印字する。 ・他システムへ情報連携するファイルについては、個人番号が含まれない形式とする。 ・個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。 ・個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知をし、本人以外の情報の入手を防止する。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の案内に従って、サービスを検索し、申請フォームを選択した上での必要情報の入力に当たり、画面での案内を簡潔にし、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 |
| リスクへの対策は十分か | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[</div> <div style="margin-right: 10px;">十分である</div> <div style="margin-right: 10px;">]</div> <div style="margin-right: 10px;">＜選択肢＞</div> <div style="margin-right: 10px;">1) 特に力を入れている</div> <div style="margin-right: 10px;">2) 十分である</div> <div>3) 課題が残されている</div> </div> |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| <p>＜その他のリスク1＞ 不適切な方法で入手が行われるリスク。 ＜リスクに対する措置の内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザID及びパスワードによる認証を実施する。また、認証後はそのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限する。 ・サービス検索・電子申請機能(マイナポータルぴったりサービス)からの電子申請データについては、個人番号カードの署名用電子証明書により付与の電子署名を検証し、本人又は代理人からの情報のみの送信とする。 <p>＜その他のリスク2＞ 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク。 ＜リスクに対する措置の内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムに情報を入力する際に、氏名・生年月日・性別等で本人確認を行う。 ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームへ自動転記することにより、不正確な個人番号の入力を防止する。 <p>＜その他のリスク3＞ 入手の際に特定個人情報が漏えい、流出するリスク。 ＜リスクに対する措置の内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口では本人から直接書面を受け取ることを原則とする。 ・郵送の場合は担当所管を明記して、当該住所宛に送付するよう説明する。 ・介護保険システムでは特定個人情報ファイルは個別のデータベースで管理し、権限が与えられた者以外の特定個人情報の入手・使用を禁止する。 ・住民基本台帳ネットワークシステムから特定個人情報を入手する場合は、個人番号又は4情報(氏名・住所・性別・生年月日)の組み合わせによる照会を行うことで対象者を特定し、必要な情報以外は入手できないようにシステム上制約されている。また、操作職員を系統的に限定してID及び生体認証によりログインするため、詐取・奪取が行われることはない。区役所総合庁舎内におけるデータの受渡しの際には、施錠したトランク等により持ち運ぶ。 ・サービス検索・電子申請機能(マイナポータルぴったりサービス)と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起らないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 ・サービス検索・電子申請機能(マイナポータルぴったりサービス)からの電子申請データの共通連携基盤システムを介した介護保険システムへの連携については、外部からの盗聴、漏えい等が起らないよう通信制御を行う。 | |

| 3. 特定個人情報の使用 | |
|---|--|
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><介護保険課における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルを個人番号データベースと介護保険情報データベースとの構成とし個別に管理する。 ・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から介護保険情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 <p><共通連携基盤システムにおける措置></p> <p>システムの権限管理機能により制御を行い、個人番号利用事務実施者のみ個人番号を参照できるよう制御を行う。</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | <p>[行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p> |
| 具体的な管理方法 | <p><介護保険システムにおける措置></p> <p>介護保険システムを利用する職員、委託先(再委託先含む)の従業員、個人番号の照会が可能な者、個人番号の照会を不可とする者を特定し、静紋認証とパスワードによるOS認証及び、個人ごとに権限を割り当てたユーザーIDとパスワードにより介護保険システムへの認証を行っている。</p> |
| その他の措置の内容 | <p><介護保険システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システムでは特定個人情報ファイルは個別のデータベースで管理し、権限が与えられた者以外の特定個人情報の入手・使用を禁止する。 ・所属長をセキュリティ責任者とし、職員の所属や担当に応じて必要な情報のみアクセスできるよう、権限の付与を行う。 ・異動等により所属が変わる際には、速やかにユーザー情報の更新を行い、適切な権限設定を維持するとともに、定期的な点検を行う。 ・臨時的に職員へ権限を付与する場合は、必要なアクセスの詳細を判断し、所属長の承認を得て発行・登録する。 ・個人ごとにユーザーIDを発行することとし、共用IDは発行しない。 ・システムへのログイン記録(操作者は個人まで特定)、個人番号の閲覧、発行等の操作ログの記録を行い、必要に応じ分析を行う。また、ログは一定期間保存する。 <p><共通連携基盤システム等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通連携基盤システム及びサービス検索・電子申請機能(マイナポータルびったりサービス)利用に係るLGVAN接続端末においても、ユーザー認証・アクセス権限管理・使用記録等の特定個人情報の使用に当たったのリスク対策を行う。 |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| <p><その他のリスク1></p> <p>従業者が事務外で使用するリスク。</p> <p><リスクに対する措置の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システムの端末は権限が付与された者が使用する端末以外は外部記憶媒体の接続ができないよう設定しており、ファイルの外部持ち出しを禁止している。 ・セキュリティ対策基準により、業務外の使用を禁止し、アクセスログの記録及び定期的な解析を行う。 ・定期的なセキュリティ研修を行い、個人情報の業務外利用の禁止や漏えい防止策について、職員に周知徹底する。 <p><その他のリスク2></p> <p>特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク。</p> <p><リスクに対する措置の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システムは特定個人情報ファイルの複製ができない仕組みとする。 ・システムのデータアクセスについては、操作者ごとに必要な権限のみを設定し、アクセスログを記録する。 <p><その他のリスク3></p> <p>使用の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク。</p> <p><リスクに対する措置の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・離席時及び事務処理後は必ず画面ロック又はログアウトを行い、初期画面に戻すことを徹底する。 ・画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。 | |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [] 接続しない(入手) | [] 接続しない(提供) |
|-----------------------|---|--|---------------|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><介護保険システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステムとの接続は、共通連携基盤システムを介して中間サーバーが行う構成となっている。 ・権限が与えられた職員以外の情報の提供・照会は禁止する。 ・端末へのログインは静紋認証とパスワードによる認証、システムへのログインはID及びパスワードによる認証を行う。 ・特定個人情報ファイルを取り扱う場合は、ファイルの名称、利用目的、項目、日時を記録する。またシステムにアクセスしたログを記録する。 <p><共通連携基盤システムにおける措置></p> <p>特定個人情報の提供時には、その記録をデータベースに保存することで、不正な入手を防止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されることを防止する。 3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されることを防止する。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> | |
| リスク2: 不正な提供が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><介護保険システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステムとの接続は、共通連携基盤システムを介して中間サーバーが行う構成となっている。 ・権限が与えられた職員以外の情報の提供・照会は禁止する。 ・端末へのログインは静紋認証とパスワードによる認証、システムへのログインはID及びパスワードによる認証を行う。 ・特定個人情報ファイルを取り扱う場合は、ファイルの名称、利用目的、項目、日時を記録する。またシステムにアクセスしたログを記録する。 <p><共通連携基盤システムにおける措置></p> <p>特定個人情報の提供時には、その記録をデータベースに保存することで、不正な入手を防止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されることを防止する。 3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されることを防止する。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> | |

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<その他のリスク1>

安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク。

<リスクに対する措置の内容>

1 介護保険システム及び共通連携基盤システム

情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、共通連携基盤システムを介して中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本区の業務システムへのアクセスはできない。

2 中間サーバー・ソフトウェア

(1)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(2)情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われることを防止する。

3 中間サーバー

(1)中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

(2)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

(3)中間サーバーでは、地方公共団体ごとに特定個人情報のデータベースを管理し、アクセス制御している。

<その他のリスク2>

入手した特定個人情報が不正確である入手が行われるリスク。

<リスクに対する措置の内容>

中間サーバーへの連携にあたっては事前に十分なテスト及び検証を行い、不正確な入手を防止する。

<その他のリスク3>

入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク。

<リスクに対する措置の内容>

1 介護保険システム

他システムとの接続はあらかじめ定められたシステムのみとし、ネットワークを制御する仕組みとする。

2 共通連携基盤システム

中間サーバーと共通連携基盤システムの連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間のみの通信とすることで、漏えい・紛失を防止する。

3 中間サーバー・ソフトウェア

(1)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。

(2)既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。

(3)情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報の漏えい・紛失を防止する。

(4)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。

4 中間サーバー

(1)中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

(2)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

(3)中間サーバーでは、地方公共団体ごとに特定個人情報のデータベースを管理し、アクセス制御している。

<その他のリスク4>

不適切な方法で提供されるリスク。

<リスクに対する措置の内容>

1 介護保険システム

情報照会、情報提供の記録を保存し、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。

2 共通連携基盤システム

特定の権限者以外は情報の照会及び提供ができず、さらに、その記録をデータベースに保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。

3 中間サーバー・ソフトウェア

(1)セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。

(2)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。

4 中間サーバー

(1)中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されることを防止する。

(2)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失を防止する。

(3)中間サーバーの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

<その他のリスク5>

誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク。

<リスクに対する措置の内容>

1 介護保険システム

情報の提供、移転は番号法の規定及び条例に基づき認められた情報のみとする仕組みとし、権限が与えられた者以外の提供、移転を禁止する。

2 共通連携基盤システム

(1) 誤った情報を提供してしまうリスク

提供する情報のシステム的な論理チェックを行い、誤った情報が作成されることを防止する。

(2) 誤った相手に提供してしまうリスク

番号法に基づき認められる情報に限り、認められた相手にのみ提供する仕組みになっている。

3 中間サーバー・ソフトウェア

(1) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されることを防止する。

(2) 情報提供データベース管理機能(※)により、情報提供データベースに不要なデータを取り込まないよう制御を行うとともに、接続端末にて情報提供データベースの内容を目視により確認することで、誤った特定個人情報を提供してしまうことを防止する。

(※) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能

| | |
|---|--|
| 8. 監査 | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、年に1回情報セキュリティについて研修を行う。 ・職員へ評価書を配布し、評価書の内容理解及びその遵守を徹底する ・委託先事業者については、契約時の仕様書に個人情報保護遵守を明記し、委託先事業者の責任者の責において、研修・指導を行わせる。 必要に応じて、研修資料等を提供させ、実効性を担保する。 ・違反を行った者に対しては、指導を行う。違反行為の程度によっては、懲戒の対象とする。 また、全従業者に対して、違反事項発生を周知し、再発防止を徹底する。 ・受託業者に対し、契約において個人情報に関する研修の実施を義務付けている。 <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> |
| 10. その他のリスク対策 | |
| <p>1 自己点検</p> <p>【目黒区における措置】</p> <p>年に1回、担当課内において、次の観点による自己点検を実施し、評価書の記載内容どおりの運用がなされていることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定及び体制の整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化及び安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>○運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p>2 監査</p> <p>【目黒区における措置】</p> <p>①年に1回、情報システムの管理及び運用が適正かつ円滑に行われていることの確認を目的とし、部局相互で行う内部監査を実施する。</p> <p>②情報セキュリティポリシーが遵守されていることを客観的に検証するため、適宜、第三者の監査人による外部監査を実施する。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>○運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>3 その他のリスク対策</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>○中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>【ガバメントクラウドにおける措置】</p> <p>○ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> | |

IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|---|
| ①請求先 | 健康福祉部 介護保険課 〒153-8573 東京都目黒区上目黒2丁目19番15号 03-5722-9574 |
| ②請求方法 | 書面で提出することにより受け付ける。 |
| ③法令による特別の手続 | 書面で提出することにより受け付ける。 |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等 | — |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| ①連絡先 | 健康福祉部 介護保険課介護保険管理係 〒153-8573 東京都目黒区上目黒2丁目19番15号 電話番号 03-5722-9574 |
| ②対応方法 | ・問い合わせがあった場合は、問い合わせの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、企画経営部情報政策課に報告する。 |

V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|-----------------------|---|
| ①実施日 | 令和5年9月1日 |
| ②しきい値判断結果 | [基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 | |
| ①方法 | — |
| ②実施日・期間 | — |
| ③主な意見の内容 | — |
| 3. 第三者点検【任意】 | |
| ①実施日 | — |
| ②方法 | — |
| ③結果 | — |

(別添2) 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|---|--|--|------|----------------------|
| 令和5年4月5日 | I 1. ②事務の概要 | — | ※ 申請・届出の受理については、マイナポータル の「サービス検索・電子申請機能」により申請され た電子申請データを「申請管理システム」により、 介護保険システムに取り込む場合を含む。 | 事前 | 現行記載内容の末尾に追記 |
| 令和5年4月5日 | I 2. システム6・システム7 | — | 新規記載(この表上は記載省略) | 事前 | |
| 令和5年4月5日 | II 3. ②入手方法(その他の部 分) | 団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネット ワークシステム | 団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネット ワークシステム、サービス検索・電子申請機能、申 請管理システム | 事前 | |
| 令和5年4月5日 | II 3. ⑤使用方法 | — | 6 電子申請データの特定 ・「サービス検索・電子申請機能」を通じて申請さ れた電子申請データの受理、審査等を行う。 | 事前 | 現行記載内容の末尾に追記 |
| 令和5年4月5日 | II 3. ⑤使用方法(情報の突合) | — | 6 電子申請データの特定 ・申請者を確認するために既存住基システムを通 じて取り込んだ番号紐付番号と突合する。 | 事前 | 現行記載内容の末尾に追記 |
| 令和5年4月5日 | II 4. 委託事項4①委託内容 | 団体内統合宛名システムを含む基幹系システムの 障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリ ケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳 票印刷等のシステム運用作業、制度改正に伴う改 修作業、職員からの問い合わせに対する調査、作 業指示に基づくデータ抽出等 | 団体内統合宛名システム・申請管理システムを 含む基幹系システムの障害監視作業、障害復旧作 業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブ スケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作 業、制度改正に伴う改修作業、職員からの問い合 わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出 等 | 事前 | |
| 令和5年4月5日 | II 6. 特定個人情報の保管・消 去(保管場所) | システムのサーバは、区施設内にある専用の機 械室に設置保管し(令和4年2月以降はデータセン ター内へ移行予定)、電子錠による入退室管理、監 視カメラによる24時間監視等により厳重な管理を 行う。 ・システムで取り扱う特定個人情報は、サーバの データベース内に保存する。 ・バックアップデータを保存した電子記録媒体は、 別途遠隔地(令和4年2月予定以降はデータセン ター内)に保管し、安全管理措置が講じられた場所 | ・システムのサーバー群は、入館及びサーバー室 への入室を厳重に管理している外部データセン ターに設置する。 ・システムで取り扱う特定個人情報は、サーバの データベース内に保存する。 ・バックアップデータは、外部データセンター内で管 理する。 | 事後 | データセンター移行に伴う規定 整備 |
| 令和5年4月5日 | III 2. 目的外の入手が行われる リスク | — | ・個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知 をし、本人以外の情報の入手を防止する。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の案内に 従って、サービスを検索し、申請フォームを選択し た上での必要情報の入力に当たり、画面での案内 を簡潔にし、異なる手続に係る申請や不要な情報 を送信してしまうリスクを防止する。 | 事前 | 現行記載内容の末尾に追記 |
| 令和5年4月5日 | III 2. 特定個人情報の入手(情 報提供ネットワークシステムを通 じた入手を除く。)におけるその 他のリスク及びそのリスクに対 する措置(不適切な方法で入手 が行われるリスク) | — | ・サービス検索・電子申請機能からの電子申請 データについては、個人番号カードの署名用電子 証明書により付与の電子署名を検証し、本人又は 代理人からの情報のみの送信とする。 | 事前 | 現行記載内容の末尾に追記 |
| 令和5年4月5日 | III 2. 特定個人情報の入手(情 報提供ネットワークシステムを通 じた入手を除く。)におけるその 他のリスク及びそのリスクに対 する措置(入手の際に特定個人 情報が漏えい、流出するリスク) | — | ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人 番号を申請フォームへ自動転記することにより、不 正確な個人番号の入力を防止する。 | 事前 | 現行記載内容の末尾に追記 |
| 令和5年4月5日 | III 2. 特定個人情報の入手(情 報提供ネットワークシステムを通 じた入手を除く。)におけるその 他のリスク及びそのリスクに対 する措置(入手の際に特定個人 情報が漏えい、流出するリスク) | — | ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体と の間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を 行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起らな いようにしており、さらに通信自体も暗号化してい る。 ・サービス検索・電子申請機能からの電子申請 データの申請管理システムを介した介護保険シス テムへの連携については、外部からの盗聴、漏え い申請管理システム等における措置 | 事前 | 現行記載内容の末尾に追記 |
| 令和5年4月5日 | III 3. 特定個人情報の使用(そ の他の措置の内容) | — | ・申請管理システム及びサービス検索・電子申請 機能利用に係るLGWAN接続端末においても、 ユーザー認証・アクセス権限管理・使用記録等の 特定個人情報の使用に当たったのリスク対策を行 う。 | 事前 | 現行記載内容の末尾に追記 |
| 令和5年9月1日 | I 1 ②事務の内容 | 介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険 料の賦課及び減免、要介護認定、保険給付及び 地域支援事業を行う事務である。行政手続におけ る特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律(以下「番号法」という。)別表第一項番 68の規定により、以下の事務において特定個人情 報を取り扱う。 (一部記載省略) ※ 申請・届出の受理については、マイナポータル の「サービス検索・電子申請機能」により申請され た電子申請データを「申請管理システム」により、 介護保険システムに取り込む場合を含む。 | 介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険 料の賦課及び減免、要介護認定、保険給付及び 地域支援事業を行う事務である。行政手続におけ る特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律(以下「番号法」という。)別表第一項番 100の規定により、以下の事務において特定個人 情報を取り扱う。 (一部記載省略) ※ 申請・届出の受理については、マイナポータル の「サービス検索・電子申請機能」により申請され た電子申請データを「共通連携基盤システムの申 請機能」により、介護保険システムに取り込む場合 | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | I 2システム1③他のシステムと の接続 | []情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [O]既存住民基本台帳システム [O]宛名システム等 [O]税務システム [O]その他(国保伝送システム、国民健康保険シ ステム等の他の業務システム) | []情報提供ネットワークシステム [O]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [O]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [O]税務システム [O]その他(国保伝送システム、国民健康保険シ ステム等の他の業務システム) | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | I 2システム3①システムの名 称 | 団体内統合宛名システム | 共通連携基盤システム | 事前 | |

(別添2) 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|---------------------|--|---|------|-----------|
| 令和5年9月1日 | I 2システム3②システムの機能 | 1 統一識別番号付番 ・情報保有機関内で個人を特定するために利用する統一識別番号が未登録の個人について、新規に統一識別番号を付番する。 2 宛名情報等管理 ・団体内統合宛名システムにおいて宛名情報等を統一識別番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する。 3 中間サーバー連携 ・中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、統一識別番号にひも付く宛名情報等を通知する。 4 介護保険システム連携 ・介護保険システムからの要求に基づき、個人番号又は統一識別番号にひも付く宛名情報等を通知する。 5 権限管理 ・団体内統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 6 情報照会 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の照会をするとともに、照会した情報の受領を行う。 7 情報提供 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会があった旨を受領するとともに、当 | 1 申請管理機能 申請者が地方公共団体に対し申請手続等を行うマイナポータルと標準準拠システムの間を連携する機能 2 庁内データ連携機能 標準準拠システムが、他の標準準拠システムにデータを送信又は他の標準準拠システムからデータを受信することを効率的かつ円滑に行う機能 3 住登外者宛名番号管理機能 庁内で管理する住登外者(既存住民基本台帳システム以外の標準準拠システムにおいて住民とは別に管理しておく必要がある者をいう。)を一意に特定するための住登外者宛名番号を付番・管理する機能 4 団体内統合宛名機能 団体内統合宛名番号を付番し、中間サーバーと連携する機能 5 EUC機能 職員自身が表計算ソフト等を用いて情報を活用するために基幹業務システムのデータを抽出、分析、加工、出力する機能 6 削除 7 削除 | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | I 2システム3③他のシステムとの接続 | []情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [O]既存住民基本台帳システム [O]宛名システム等 []税務システム [O]その他 (介護保険システム、情報提供ネットワークシステムを介した情報提供等を行う事務で使用する他の業務システム、中間サーバー) | []情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [O]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [O]税務システム [O]その他 (介護保険システム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータルびったりサービス)、中間サーバー) | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | I 2システム4②システムの機能 | 4 個人住民税システム接続 ・中間サーバーと団体内統合宛名システムとの間で照会内容、提供内容、特定個人情報(連携対象)等について連携する。 | 4 個人住民税システム接続 ・中間サーバーと共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能との間で照会内容、提供内容、特定個人情報(連携対象)等について連携する。 | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | I 2システム4③他のシステムとの接続 | [O]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [O]宛名システム等 []税務システム []その他 () | [O]情報提供ネットワークシステム [O]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他 () | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | I 2システム6①システムの名称 | サービス検索・電子申請機能 | サービス検索・電子申請機能(マイナポータルびったりサービス) | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | I 2システム6③他のシステムとの接続 | []情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [O]その他 (申請管理システム) | []情報提供ネットワークシステム [O]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他 () | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | I 2システム7①システムの名称 | 申請管理システム | 削除 | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | I 2システム7②システムの機能 | 1 取得機能 サービス検索・電子申請機能で受け付けた電子申請データを取得する機能 2 参照機能 取得した電子申請データを参照する機能 3 連携機能 取得した電子申請データを介護保険システムに連携する機能 | 削除 | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | I 2システム7③他のシステムとの接続 | []情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [O]その他 (サービス連携・電子申請機能、介護保険システム) | 削除 | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | I 4法令上の根拠 | 番号法第9条第1項及び別表第一の68の項並びに主務省令(※)第50条 | 番号法第9条第1項及び別表第一の100の項並びに主務省令(※)第50条 | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | I 5②法令上の根拠 | 【情報提供の根拠】 番号法第19条8号及び別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 別表第二の2,3,5,6,8,11,17,22,26,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,90,94,97,108,109の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条8号及び別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 別表第二の92,94の項 | 【情報提供の根拠】 番号法第19条8号及び別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 別表第二の2,3,5,6,9,13,24,33,37,46,53,56,57,72,75,78,79,104,105,116,120,124,130,142,143の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条8号及び別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | II 3②入手方法 | [O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []電子メール []専用線 [O]庁内連携システム [O]情報提供ネットワークシステム [O]その他 (団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム) | [O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []電子メール []専用線 [O]庁内連携システム [O]情報提供ネットワークシステム [O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータルびったりサービス)) | 事前 | |

(別添2) 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|-----------------------|---|--|------|-----------|
| 令和5年9月1日 | II 3⑤使用方法 | 6 電子申請データの特定 ・「サービス検索・電子申請機能」を通じて申請された電子申請データの受理、審査等を行う。 | 6 電子申請データの特定 ・「サービス検索・電子申請機能(マイナポータルぴったりサービス)」を通じて申請された電子申請データの受理、審査等を行う。 | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | II 4委託事項1⑤再委託の許諾方法 | 委託先から再委託の理由、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、業務における管理体制等を明示した再委託の申請を受け、許諾の可否を判断 | 事前に書面による申請を受け、再委託内容・再委託先・理由等により、許諾を判断する。許諾する場合には、再委託先事業者は、委託業者が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講ずる能力のあることが確認された事業者に限定することとし、委託業者は再委託先と締結する再委託契約において、委託業者と同等の安全管理義務を課すものとする | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | II 4委託事項4①委託内容 | 団体内統合宛名システム・申請管理システムを含む基幹系システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、制度改正に伴う改修作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等 | 共通連携基盤システムを含む基幹系システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、制度改正に伴う改修作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等 | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | II 4委託事項4⑤再委託の許諾方法 | 委託先から再委託の理由、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、業務における管理体制等を明示した再委託の申請を受け、許諾の可否を判断 | 事前に書面による申請を受け、再委託内容・再委託先・理由等により、許諾を判断する。許諾する場合には、再委託先事業者は、委託業者が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講ずる能力のあることが確認された事業者に限定することとし、委託業者は再委託先と締結する再委託契約において、委託業者と同等の安全管理義務を課すものとする | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | II 4委託事項5①委託内容 | データセンターでの団体内統合宛名システムを含む基幹系システムの基盤環境の構築、運用、システム移行作業、システムの滅失等に備えたバックアップデータの別拠点での保管等 | データセンターでの共通連携基盤システムを含む基幹系システムの基盤環境の構築、運用、システム移行作業、システムの滅失等に備えたバックアップデータの別拠点での保管等 | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | II 4委託事項5⑤再委託の許諾方法 | 委託先から再委託の理由、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、業務における管理体制等を明示した再委託の申請を受け、許諾の可否を判断 | 事前に書面による申請を受け、再委託内容・再委託先・理由等により、許諾を判断する。許諾する場合には、再委託先事業者は、委託業者が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講ずる能力のあることが確認された事業者に限定することとし、委託業者は再委託先と締結する再委託契約において、委託業者と同等の安全管理義務を課すものとする | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | II 4委託事項6 | 磁気媒体等外部保管 | 共通連携基盤システム運用・保守業務 | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | II 4委託事項6①委託内容 | システムのデータ滅失等に備えたバックアップデータの遠隔地保管及び集配 | ガバメントクラウドでの申請管理機能・団体内統合宛名機能を含む介護保険システム等の事務処理システムの基盤環境の構築、運用、システム移行業務、システムデータの滅失等に備えたバックアップデータの保管等 | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | II 4委託事項6③委託先名 | 株式会社ワンビシアークイブズ | 株式会社 日立システムズ | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | II 4委託事項6④再委託の有無 | 再委託しない | 再委託する | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | II 4委託事項6⑤再委託の許諾方法 | 委託先から再委託の理由、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、業務における管理体制等を明示した再委託の申請を受け、許諾の可否を判断 | 事前に書面による申請を受け、再委託内容・再委託先・理由等により、許諾を判断する。許諾する場合には、再委託先事業者は、委託業者が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講ずる能力のあることが確認された事業者に限定することとし、委託業者は再委託先と締結する再委託契約において、委託業者と同等の安全管理義務を課すものとする | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | II 4委託事項6⑤再委託事項 | — | 事前に書面による申請を受け、再委託内容・再委託先・理由等により、許諾を判断する。許諾する場合には、再委託先事業者は、委託業者が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講ずる能力のあることが確認された事業者に限定することとし、委託業者は再委託先と締結する再委託契約において、委託業者と同等の安全管理義務を課すものとする | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | II 4委託事項7 | — | 宛名システム運用・保守業務 | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | II 4委託事項7①委託内容 | — | 宛名システム(支援措置対応機能を含む。)の障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、制度改正に伴う改修作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等 | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | II 4委託事項7②委託先における取扱者数 | — | 10人以上50人未満 | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | II 4委託事項7③委託先名 | — | 未定 | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | II 4委託事項7④再委託の有無 | — | 再委託する | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | II 4委託事項7⑤再委託の許諾方法 | — | 事前に書面による申請を受け、再委託内容・再委託先・理由等により、許諾を判断する。許諾する場合には、再委託先事業者は、委託業者が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講ずる能力のあることが確認された事業者に限定することとし、委託業者は再委託先と締結する再委託契約において、委託業者と同等の安全管理義務を課すものとする | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | II 4委託事項7⑤再委託事項 | — | 上記①の委託内容のうち、必要最小限の範囲内で区が認める事項 | 事前 | |

(別添2) 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|---|--|--|------|-----------|
| 令和5年9月1日 | Ⅱ 6 保管場所 | <p>【目黒区における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムのサーバー群は、入館及びサーバー室への入室を厳重に管理している外部データセンターに設置する。 ・システムで取り扱う特定個人情報、サーバーのデータベース内に保存する。 ・バックアップデータは、外部データセンター内で管理する。 <p>(一部記載省略)</p> | <p>【ガバメントクラウド※における措置】</p> <p>①サーバーはクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>(※)ガバメントクラウド 地方公共団体における国仕様準拠の情報システム等も利用可能な国調達のクラウドサービス</p> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p>【目黒区における措置】</p> <p>①ガバメントクラウド以外の環境のシステムについては、サーバー群(システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバを除く。)は、入館及びサーバー室への入室を厳重に管理している外部データセンターに設置する。</p> | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | Ⅲ 2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する処置 | <p><リスクに対する措置の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能からの電子申請データについては、個人番号カードの署名用電子証明書により付与の電子署名を検証し、本人又は代理人からの情報のみの送信とする。 <p>(一部記載省略)</p> <p><その他のリスク3></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起らないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 ・サービス検索・電子申請機能からの電子申請データの申請管理システムを介した介護保険システムへの連携については、外部からの盗聴、漏えい等が起らないよう通信制御を行う。 | <p><リスクに対する措置の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能(マイナポータルびったりサービス)からの電子申請データについては、個人番号カードの署名用電子証明書により付与の電子署名を検証し、本人又は代理人からの情報のみの送信とする。 <p>(一部記載省略)</p> <p><その他のリスク3></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能(マイナポータルびったりサービス)と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起らないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 ・サービス検索・電子申請機能(マイナポータルびったりサービス)からの電子申請データの共通連携基盤システムを介した介護保険システムへの連携については、外部からの盗聴、漏えい等が起らないよう通信制御を行う。 | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | Ⅲ 3 リスク1 リスクに対する措置の内容 | <団体内統合宛名システムにおける措置> | <共通連携基盤システムにおける措置> | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | Ⅲ 3 リスク2 その他の措置の内容 | <p><申請管理システム等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請管理システム及びサービス検索・電子申請機能利用に係るLGWAN接続端末においても、ユーザー認証・アクセス権限管理・使用記録等の特定個人情報の使用にあたってのリスク対策を行う。 | <p><共通連携基盤システム等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通連携基盤システム及びサービス検索・電子申請機能(マイナポータルびったりサービス)利用に係るLGWAN接続端末においても、ユーザー認証・アクセス権限管理・使用記録等の特定個人情報の使用にあたってのリスク対策を行う。 | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | Ⅲ 6 リスク1 リスクに対する措置の内容 | <p><介護保険システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステムとの接続は、団体内統合宛名システムを介して中間サーバーが行う構成となっている。 <p>(一部記載省略)</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> | <p><介護保険システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステムとの接続は、共通連携基盤システムを介して中間サーバーが行う構成となっている。 <p>(一部記載省略)</p> <p><共通連携基盤システムにおける措置></p> | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | Ⅲ 6 リスク2 リスクに対する措置の内容 | <p><介護保険システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステムとの接続は、団体内統合宛名システムを介して中間サーバーが行う構成となっている。 <p>(一部記載省略)</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> | <p><介護保険システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステムとの接続は、共通連携基盤システムを介して中間サーバーが行う構成となっている。 <p>(一部記載省略)</p> <p><共通連携基盤システムにおける措置></p> | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | Ⅲ 6 リスク2 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | <p><リスクに対する措置の内容></p> <p>1 介護保険システム及び団体内統合宛名システム</p> <p>情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、団体内統合宛名システムを介して中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本区の業務システムへのアクセスはできない。</p> <p>(一部記載省略)</p> <p><その他のリスク3></p> <p>2 団体内統合宛名システム</p> <p>中間サーバーと団体内統合宛名システムの連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間のみの通信とすることで、漏えい・紛失を防止する。</p> <p>(一部省略)</p> <p><リスクに対する措置の内容></p> <p>2 団体内統合宛名システム</p> <p>(一部記載省略)</p> <p><その他のリスク5></p> <p>2 団体内統合宛名システム</p> | <p><リスクに対する措置の内容></p> <p>1 介護保険システム及び共通連携基盤システム</p> <p>情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、共通連携基盤システムを介して中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本区の業務システムへのアクセスはできない。</p> <p>(一部記載省略)</p> <p><その他のリスク3></p> <p>2 共通連携基盤システム</p> <p>中間サーバーと共通連携基盤システムの連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間のみの通信とすることで、漏えい・紛失を防止する。</p> <p>(一部記載省略)</p> <p><リスクに対する措置の内容></p> <p>2 共通連携基盤システム</p> <p>(一部省略)</p> <p><その他のリスク5></p> <p>2 共通連携基盤システム</p> | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | Ⅲ 10 その他のリスク対策 | — | <p>【ガバメントクラウドにおける措置】</p> <p>○ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> | 事前 | |
| 令和5年9月1日 | V 1 ① 実施日 | 2023/4/5 | 2023/9/1 | 事後 | |

(別添2) 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|---|------|-----------|
| 令和6年11月1日 | I 1 ②事務の内容 | 介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定、保険給付及び地域支援事業を行う事務である。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第一項番100の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 | 介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定、保険給付及び地域支援事業を行う事務である。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表100の項の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 | 事前 | |
| 令和6年11月1日 | I 4 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項及び別表第一の100の項並びに主務省令(※)第50条 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) | 番号法第9条第1項及び別表100の項 | 事前 | |
| 令和6年11月1日 | I 5 ②法令上の根拠 | 【情報提供の根拠】 番号法第19条8号及び別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 別表第二の 2,3,5,6,9,13,24,33,37,46,53,56,57,72,75,78,79,104,105,116,120,124,130,142,143の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条8号及び別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 別表第二の123,124の項 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 番号法においては、別表第一項番68の規定により、被保険者の個人番号を管理する必要があるため。 | 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項、3の項、6の項、7の項、11の項、15の項、27の項、38の項、42の項、56の項、65の項、69の項、70の項、80の項、83の項、86の項、87の項、115の項、116の項、125の項、128の項、132の項、137の項、144の項及び145の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131の項及び132の項 | 事前 | |
| 令和6年11月1日 | II 2 ③対象となる本人の範囲(その必要性) | | 番号法においては、別表100の項の規定により、被保険者の個人番号を管理する必要があるため。 | 事前 | |
| 令和6年11月1日 | (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 | | <認定><償還><高額><減免>に次の項目を追加した。 ・申請者生年月日 ・申請者性別 <居宅>に次の項目を追加した。 ・申請者氏名 ・申請者生年月日 ・申請者性別 ・申請者郵便番号 ・申請者住所 | 事前 | |
| 令和7年1月31日 | I 基本情報 | <1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務> ②事務の内容 ・十二 介護保険法第百十五条の四十五第十項又は第百十五条の四十七第八項の利用料に関する事務 | <1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務> ②事務の内容 ・十二 介護保険法第百十五条の四十五第十項又は第百十五条の四十七第九項の利用料に関する事務 | 事後 | |
| 令和7年1月31日 | I 基本情報 | <情報提供ネットワークシステムによる情報連携※> ②法令上の根拠 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項、3の項、6の項、7の項、11の項、15の項、27の項、38の項、42の項、56の項、65の項、69の項、70の項、80の項、83の項、86の項、87の項、115の項、116の項、125の項、128の項、132の項、137の項、144の項及び145の項 | <情報提供ネットワークシステムによる情報連携※> ②法令上の根拠 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項、3の項、6の項、7の項、11の項、15の項、27の項、38の項、42の項、56の項、65の項、69の項、70の項、80の項、83の項、86の項、87の項、108の項、115の項、116の項、125の項、128の項、132の項、137の項、144の項、145の項及び161の項 | 事後 | |
| 令和7年1月31日 | II 5. 特定個人情報の提供・移転 別表1 | - | No.18,22,23,24,27を追加 既存項目について、法令上の根拠等を修正 | 事後 | |
| 令和7年1月31日 | II 5. 特定個人情報の提供・移転 別表2 | - | No.15を削除 No.1~14について、法令上の根拠等を修正 | 事後 | |
| 令和7年1月31日 | III 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容【データセンターにおける措置】 | - | 以下の文言を追記 ・ISO/IEC27017 ISMSクラウドセキュリティ認証取得 | 事後 | |
| 令和8年3月2日 | II 2. ④主な記録項目 | ・連絡先等情報 [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) | ・連絡先等情報 [○]5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) | 事後 | |
| 令和8年3月2日 | II 2. ④その他の妥当性 | 2 4情報、連絡先、住民票関係情報:①資格の管理の際に、資格要件を確認するため、②通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡等のため、④世帯員を把握するため | 2 5情報、連絡先、住民票関係情報:①資格の管理の際に、資格要件を確認するため、②通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡等のため、④世帯員を把握するため | 事後 | |
| 令和8年3月2日 | II 4. 委託事項6 ①委託内容 | ガバメントクラウドでの申請管理機能・団体内統合宛名機能を含む介護保険システム等の事務処理システムの基盤環境の構築、運用、システム移行業務、システムデータの滅失に備えたバックアップデータの保管等 | ガバメントクラウド上で関係システム間のデータ連携を担う共通連携基盤システム(申請管理機能・団体内統合宛名機能・住登外者宛名番号管理機能を含む)の構築、運用、システム移行業務、システムデータの滅失等に備えたバックアップデータの保管等 | 事後 | |
| 令和8年3月2日 | II 4. 委託事項4 ③委託先名 | 株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス | 株式会社RKKCS | 事後 | |
| 令和8年3月2日 | II 4. 委託事項7 ③委託先名 | 未定 | 株式会社RKKCS | 事後 | |
| 令和8年3月2日 | II 5. 提供・移転の有無 | [○]提供を行っている(22)件 [○]移転を行っている(15)件 | [○]提供を行っている(27)件 [○]移転を行っている(14)件 | 事後 | |
| 令和8年3月2日 | II 5. 特定個人情報の提供・移転 別表1 | - | No.18,27の「②提供先における用途」の文言を修正 | 事後 | |
| 令和8年3月2日 | II 5. 特定個人情報の提供・移転 別表2 | - | No.4,9,10の「②移転先における用途」の文言を修正 No.5,9,10,12,13,14の「①法令上の根拠」の文言を修正 | 事後 | |

(別添2)変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|------------|--|--|------|-----------|
| 令和8年3月2日 | II 7.備考 | (空欄) | ①介護保険システムについては、令和8年度または令和9年度中にガバメントクラウドに構築の国仕様準拠したシステムに移行予定 ②上記移行に先立ち、関連システム間のデータ連携等を担う共通連携基盤システム(庁内連携システム)を構築(従来の団体内統合宛名システム・申請管理システムも包含)をガバメントクラウド上に構築 ③上記移行に伴う既存システムデータは、移行後速やかに消去する。 | 事前 | |
| 令和8年3月2日 | IV 2.②対応方法 | (2項目目) ・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、企画経営部行政情報マネジメント課行政情報マネジメント係に報告する。 | (2項目目) ・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、企画経営部情報政策課に報告する。 | 事後 | |